

飲酒運転追放市民運動が12月11日から1月10日までの1カ月間行なっています。運動は飲酒運転による交通事故があとをたたく、大きな事故につながるのを、飲酒の機会が多くなる年末年始をとらえ、市民総ぐるみで飲酒運転を追放するために行ないます。みなさんひとりひとりの協力をお願いいたします。

すでに54人が死亡



20代に多い飲酒運転

飲酒運転追放市民運動
1月10日まで実施

「チョットイツイパイ」「このくらいじゃあ大丈夫」が飲酒運転による事故のもとです。そこで、運動は社会の敵飲酒運転を追放しようをスローガンに、地域や職場、家庭から飲酒運転を追放、酒類提供業者に対する指導、飲酒運転の取締り強化を3本の柱に進めています。

例年年末年始をむかえると事故件数もうなぎのぼり。今年はずでに54人の死者をだし昨年を大幅に上回っていますので事故には十分気をつけてください。

ちなみに昨年1年間に市内で発生した交通事故は、事故件数3,340件、死者51人、傷者2,243人ですが、このうち飲酒による交通事故が259件で、死者10人、傷者211人となっています。

飲酒運転による交通事故は259件も起っていますが、年齢別では20代が最も多く120件(全体の46.3%)、30代80件(30.8%)、40代37件(14.2%)などとなっています。また、曜日別では一週間でも一番気のゆるむ土曜と日曜に多く起っています。

このように多くの飲酒運転による事故が発生しているので、飲酒運転を追放するために、期間中次のことを行ないますのでご協力ください。

■家庭からの飲酒運転追放

家庭から飲酒運転を追放するためには主婦の果たす役割が大きいので、主婦を中心に飲酒運転の危険性などについて話し合いをしてください。

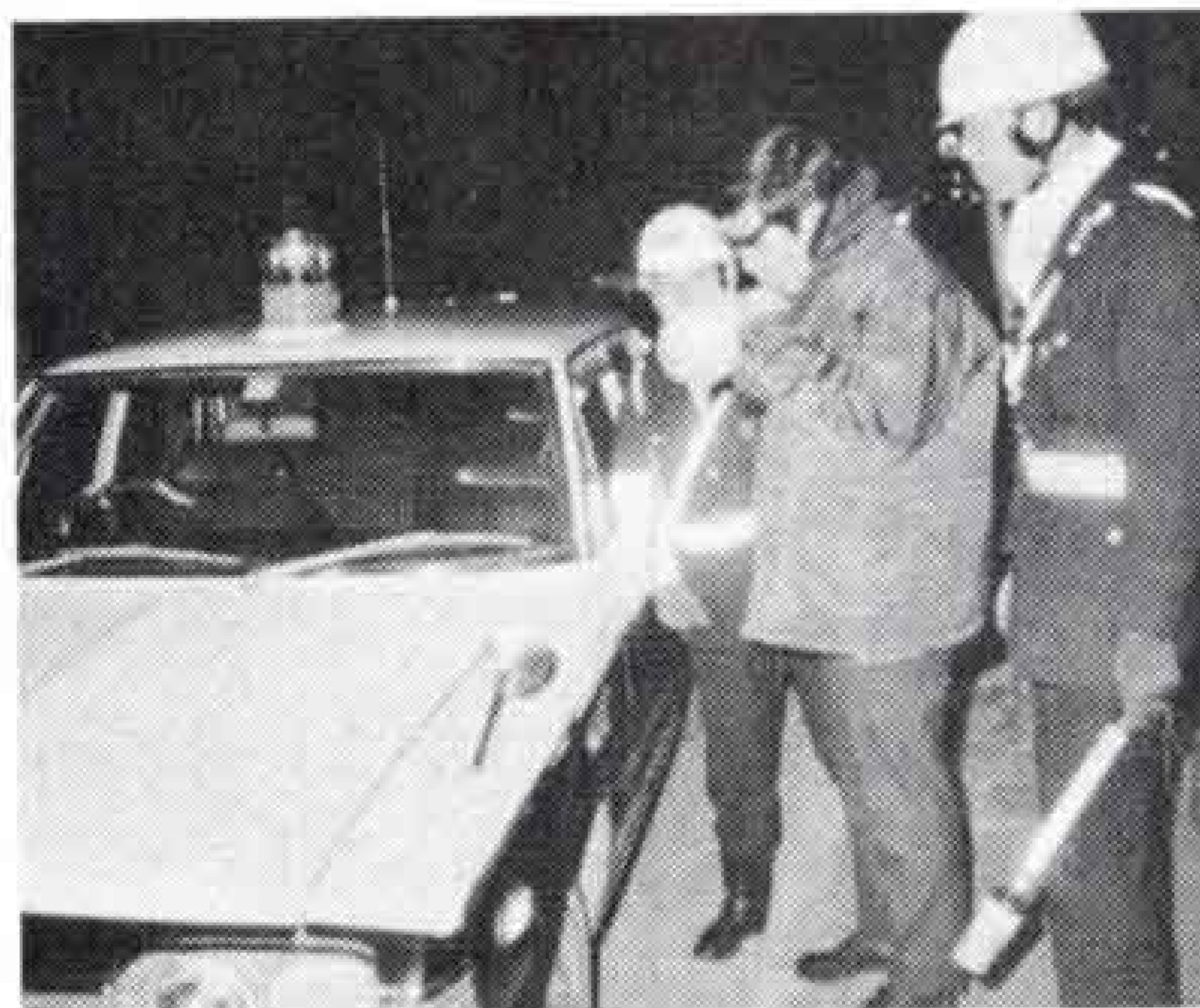
各家庭でも車を運転する訪問客には酒類を絶対に出さない、家族が飲酒する会合に行くときや飲酒後に外出するときは

車を運転させない、家族が車を運転し出かける際には、飲酒運転をしないよう「ひと声」お互いに声をかけあいましょう。

■地域、職場からの飲酒運転追放

地域の交通安全会、町内会などが中心となつて、飲酒運転追放のための集会を開催し「飲酒運転をしない、させない、運転者には酒を飲ませない。」ことを徹底してください。

職場では、交通事故防止特に飲酒運転



安全運転管理者にも罰則が

飲酒運転の罰則としては、運転者のもとより飲酒運転を承知で命じた安全運転管理者などにも罰則が適用されます。

■飲酒運転の罰則

酒酔い運転は、2年以下の懲役または5万円以下の罰金。

酒気帯び運転をした場合は、3カ月以下の懲役か2万円以下の罰金。

■酒類を提供したりすすめることが禁止

いままでも、運転する人に酒類を飲ませることはいけないとされていましたが道路交通法ではハッキリと、飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供したり

追放のための会議や研修会を開き、飲酒運転追放の決議や申し合せなどをします

■酒類提供業者に対する指導の強化

酒類提供業者のみなさんは「運転する人には酒を飲ませない。酒を飲んだら運転させない。」よう呼びかけてください

また、業者による自主的活動を進めていただくために、店内の客の見やすい場所に飲酒運転追放ポスターを掲示したり客に「酒を飲んだら自動車を運転しないこと。」のひとことを必ず呼びかけてください。

■飲酒運転追放コンクール

飲酒運転を追放するため市内291町内243職域をそれぞれABCの3ブロックにわけて審査をします。

審査は町内や職域で起つた飲酒運転による交通事故に点数をつけて減点方式で行ないます。したがって点数の低い町内や職域は事故が多かつたこととなります

すすめることを禁止しました。

■呼気検査を拒否したり妨害すると処罰

飲酒運転をするおそれのある者に対して、警察官が行なう呼気検査を拒否したり妨害した人は、3万円以下の罰金。

■飲酒運転に関する安全運転管理者の罰則

飲酒運転となることを承知で運転を命じたり、飲酒運転を黙認したりした安全運転管理者などに対する罰則が、運転者と同じ程度に引き上げられました。

酒気帯び運転をいいつけたりみとめた場合は、3カ月以下の懲役または3万円以下の罰金。

酒酔い運転をいいつけたりみとめた場合は、6カ月以下の懲役または5万円以下の罰金。